

International Council on Mining and Metals (ICMM: 国際金属・鉱業評議会) のPerformance Expectations (PEs) に対するセルフアセスメント結果

－ 2023年度アセットレベルレポート (菱刈鉱山)

2023年度はPEsにおいて、下記の通り菱刈鉱山のセルフアセスメントを実施し、外部検証を受けました。

2023年度セルフアセスメント結果 (菱刈鉱山)

項目	Performance Expectation (翻訳※1)	アセットレベルの評価サマリー (※2)	実施の証拠及びギャップ
1	倫理的企業活動と健全な企業統治、透明性を実践し、持続可能な開発を支援します。		
1.1	適用法の順守を維持するための体制を確立します。	満たしている	関連する法的要件を特定するメカニズムとして、住友金属鉱山の法務部は月に1度、前月の法令改正情報を全社員に配信している。関連する法的要件の変更を追跡、評価、実証、および伝達するメカニズムとして「コンプライアンス基本規程」が存在する。菱刈鉱山においてコンプライアンス違反が検出された際には、再発防止策等をコンプライアンス基本規程で定める法令所管部門が評価し、内容は住友金属鉱山の取締役会に報告される。
1.2	賄賂と汚職の防止を目的とした企業方針を採択し、ファシリテーションペイメントを公開開示します。	部分的に満たしている	贈収賄及び汚職の防止に関する方針として、「贈賄防止に関する基本方針」が存在する。ファシリテーションペイメントについては「通常の便益の供与と同様に取り扱う」ことが規程されているが、内容については公開していない。また、従業員に対して方針や禁止事項に関する研修を実施しているものの、請負業者に対する研修の実施に関するエビデンスを提示できなかった。
1.3	ICMM方針の枠組みに沿った方針と基準を導入します。(※3)	-	-
1.4	理事会、執行委員会レベルで持続可能性のパフォーマンスの説明責任を割り当てます。(※3)	-	-
1.5	直接的または仲介を通じて行われた財政的および現物出資の政治献金の額と受益者を開示します。(※3)	-	-
2	企業戦略と意思決定過程において「持続可能な開発」の理念を堅持します。		
2.1	投資、設計、運営、閉山に関する企業戦略と意思決定過程において持続可能な開発の理念を堅持します。(※3)	-	-
2.2	パートナーは、リスクに基づき、合併事業パートナー、サプライヤー、請負業者による責任ある身体的・心理的な安全衛生、環境、人権、労働に関する方針と実践の導入を支援します。	満たしている	健康と安全、環境、人権、労働慣行に関するバリューチェーンにおける企業の期待を定義するための方針として「住友金属鉱山グループサステナビリティ調達方針」などが存在する。サプライヤー及び請負業者の健康と安全、環境、人権および労働パフォーマンスを促進するため、主なサプライヤー及び請負業者に対して「住友金属鉱山グループサステナビリティ調達方針」への同意を要求している。
3	事業活動の影響を受けるコミュニティや労働者の人権、利益、文化、習慣、価値観に敬意を払います。		
3.1	人権尊重を確約する方針を策定し、人権デューデリジェンスを実施し、会員が引き起こしたまたは寄与した人権侵害の是正を可能にするプロセスを提供またはそれに協力することにより、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支援します。	部分的に満たしている	事業活動、または事業関係によって事業、製品、またはサービスに直接関連する活動から、人権への悪影響を引き起こしたり、その一因となったりすることを回避するための方針へのコミットメントとして、「住友金属鉱山グループ人権方針」が存在する。グループを含む全従業員を対象に人権研修を実施しているが、企業活動によって悪影響を受ける可能性のある近隣住民等に対し、人権への影響を適切な方法で伝達するためのメカニズムや、全社的な人権デューデリジェンスについてはエビデンスを提示できなかった。
3.2	強制的な家族や地域社会の物理的または経済的な移動を避けます。これが不可能な場合は、階層的な緩和措置を適用し、残留有害事象に対処する措置または救済策を実施します。	部分的に満たしている	菱刈鉱山の開山が2001年以前 (ICMM発足以前) であるため、非自発的住民移転計画に関する手続きは該当しない。また、2001年以降、菱刈鉱山において非自発的住民移転を要する開発計画は実施されていないが、非自発的住民移転の可能な範囲での回避に関する方針は現時点で策定していないため、エビデンスを提示できなかった。
3.3	リスクに基づいて、「セキュリティと人権に関する自主原則 (Voluntary Principles on Security and Human Rights)」に則った人権とセキュリティのアプローチを実施します。	部分的に満たしている	警備員に対して人権研修を実施している。警備員と近隣住民とのインシデントは警備記録で記録されている。「セキュリティと人権に関する自主原則」に沿ったセキュリティと人権のアプローチ (人権リスクアセスメントを含む) を実施しているエビデンスおよび影響を受ける可能性のあるステークホルダー (近隣住民) とのセキュリティと人権に関する協議のエビデンスを提示できなかった。
3.4	児童労働や強制労働を行わない、人身売買を行わない、18歳未満に危険な仕事をさせない、あらゆる形態のハラスメントや差別を排除する、組合の自由と団体交渉を尊重する、労働者の苦情に対処する適切なメカニズムを提供するなど、労働者の権利を尊重します。	満たしている	高卒以上を雇用する採用プロセスを実施しているため、児童労働、18歳未満の者への危険な作業の割り当ては想定されない。強制労働および人身取引が行われていないエビデンスとして労働者の同意に基づく「労働契約」が存在する。嫌がらせおよび差別に関連する潜在的な雇用及び人権のリスクを特定し、評価し、及び排除するためのメカニズムとして「人権規程」が存在する。組合および団体交渉の自由の権利を尊重するためのメカニズムとして「労働協約」が存在する。労働者の苦情が提起され、対処されることを可能にするメカニズムとして「苦情処理協議会」が存在する。
3.5	法律で定められた要件と同等かそれを超える賃金、または雇用市場で競争力のある賃金 (いずれか高い方) を従業員に公平に支払い、正規労働時間と残業時間を法律で定められた範囲内で割り当てます。	満たしている	従業員の報酬に関する契約として「労働契約」が存在する。労働時間のモニタリングと法定労働時間のチェックを実施している。公正な報酬の実施を証明するための仕組みに関するエビデンスとして「人事考課・達成度評価実施要領」が存在する。
3.6	プロジェクトの設計、開発、運営において、先住民の権利、権益、願望、文化、自然資源に基づく生計を尊重し、悪影響に関し、階層的な緩和措置を適用し、先住民に持続可能な利益をもたらします。	該当しない	菱刈鉱山を開山した場所に先住民がいないため、「該当しない」と判断した。
3.7	移転、土地や領域または重要な文化遺産への阻害の結果として重大な悪影響が発生する可能性がある場合、先住民から自由で、事前に状況をよく説明した上での同意を取得するよう努力し、合意における対話と承諾プロセスの成果を把握します。	該当しない	菱刈鉱山を開山した場所に先住民がいないため、「該当しない」と判断した。
3.8	女性の権利と利益を尊重し、職場の多様性を支援するための政策と慣行を実施します。	満たしている	雇用および報酬に関する基準が、ジェンダーおよびその他の社会的または経済的な基準に基づいて差別的なものではないエビデンスとして「賃金規程」が存在する。菱刈鉱山を含む会社の雇用および報酬慣行については、統合報告書にて女性管理職比率、女性社員比率、男女別育児休業取得率、従業員の新規雇用と離職率に関する男女別データを開示している。

3.9	すべての労働者の権利と利益を尊重し、職場における労働者の立場を向上させ、包摂性の高い職場にするための方針と慣行を実施します。	部分的に満たしている	包摂性の高い職場にするため、「従業員意識調査」等でハラスメントや差別の有無を把握しており、教育・研修等も実施しているが、請負業者も含めた活動のエビデンスは提示できなかった。
4	リスクに関するステークホルダーの観点を取り入れ、健全な科学手法に基づいた効果的なリスク管理戦略と体制を導入し、実行します。		
4.1	新規プロジェクトや既存事業への著しい変更に対し、利害関係者および影響を受ける関係者と協議し、必要に応じて環境および社会への影響評価（ESIA）を実施し、ESIA報告書を公表します。	満たしている	菱刈鉱山の開山が2001年以前（ICMM発足以前）であるため、菱刈鉱山の環境影響評価（EIA）に関する手続きは該当しない。
4.2	紛争の影響を受けた地域やリスクの高い地域で操業したり、調達したりしている場合は、「OECD紛争地域及び高リスク地域におけるデュー・デシリジェンス・ガイドライン」に沿った、紛争と人権に関するリスクに基づくデュー・デシリジェンスを実施します。	満たしている	菱刈鉱山の金についてはLondon Bullion Market Associationのガイドラインに沿ったデュー・デシリジェンスを実施している。
4.3	職場の身体的・心理的な安全衛生を継続的に改善することを目的とした活動を実施し、国際的に認められた基準または管理システムに基づいて、職場での死亡事故、重傷事故、心理社会的危険の排除と、職業性疾患の予防のためのパフォーマンスを監視します。	満たしている	菱刈鉱山はISO45001に基づいた労働安全衛生の管理を行っているとともに、ISO14001に基づいた環境マネジメントシステムを実施している。 労働者、地域社会、文化遺産、自然環境に対する環境上の影響を回避/防止、最小化、緩和、および／または是正するリスクベースの制御および有害な影響の最小化または補償のエビデンスとして「リスクマネジメントシステム規程」や「環境管理規程」などが存在する。
4.4	緊急事態対応計画を策定、維持、試験します。外部ステークホルダーへのリスクが大きい場合、これは影響を受ける可能性のある関係者と協力し、確立された業界のグッドプラクティスと一致していなければなりません。	満たしている	緊急事態に至る可能性のある予見可能な危険とリスクの特定を含む緊急時対応計画のエビデンスとして「危機管理規程」「事業継続計画」「緊急事態対応手順書」などが存在する。
5	災害・事故ゼロを目標とし、身心の労働安全衛生成績の継続的改善に努めます。		
5.1	職場の身体的・心理的な安全衛生を継続的に改善することを目的とした活動を実施し、国際的に認められた基準または管理システムに基づいて、職場での死亡事故、重傷事故、心理社会的危険の排除と、職業性疾患の予防のためのパフォーマンスを監視します。	満たしている	菱刈鉱山はISO45001に基づいた労働安全衛生の管理を行っている。 健康および安全上の危険性および職業病を特定し、評価し、排除し（できれば）、または管理する仕組みとして「保安・安全・労働衛生管理に関する規程」などが存在する。
5.2	身体的・心理的な安全衛生に関する責任に応じたトレーニングを労働者に対して行い、職業曝露に基づく健康監視およびリスクに基づく監視プログラムを実施します。	満たしている	業務に即した従業員の安全衛生教育を特定・実施する仕組みとして「保安・安全・労働衛生管理に関する規程」などが存在し、「保安・安全・労働衛生管理に関する調査・研究および教育の実施」を行う。 従業員がばく露される活動、物質およびプロセス、ならびに職業ばく露限界値が超過した場合に従うべき手順は「安全衛生管理規程」等に存在する。
6	水資源管理、エネルギー、気候変動などの環境パフォーマンスの継続的な改善を追求していきます。		
6.1	関連当局、および内外のステークホルダーと環境面および社会面での対処を協議して閉山を計画し、合意された閉山と閉山後のコミットメントを実現するための財政的準備を行います。	満たしている	閉山に向け、鉱害防止積立金を積み立てている。また菱刈地区の行政と「公害防止協定書」を締結している。
6.2	強力かつ透明な水統治、事業での効果的な水の管理、協力し、責任ある持続可能な水の使用を実現する水資源管理を実行します。	満たしている	菱刈鉱山では取水量、排水量、汚濁物質をモニタリングしている。 集水域レベルでの水管理に関するステークホルダーエンゲージメントのエビデンスとして鉱山保安法に基づくコンプライアンス報告が存在する。
6.3	決壊のリスクを最小限に抑えるために、国際的に認められたグッドプラクティスに沿った、包括的でリスクベースの管理とガバナンスを使用し、廃さい・鉱滓ダム設計、建設、運営、監視、廃止を行います。	該当しない	テーリング施設が存在しないため、「該当しない」と判断した。
6.4	階層的な緩和措置を適用して、汚染を防止し、排出および廃棄物を管理し、人の健康および環境への潜在的な影響に対処します。	満たしている	菱刈鉱山はISO14001に基づいた環境マネジメントシステムを実施している。 潜在的な汚染源と、それらが人の健康と環境に及ぼす影響を特定し、評価し、管理する仕組みとして「環境管理規程」「廃棄物管理規程」などが存在する。 緩和階層に沿った具体的な取り組みとしては、「伊佐市との公害防止協定に基づく調査・測定・分析報告書」が存在し、定期的に水質を検査し汚染を防止している。
6.5	エネルギー効率を改善し、二酸化炭素排出量の少ない未来に貢献する措置を実施し、CO2換算（GHG）排出量測定において国際的に認められた手順に基づいて結果を報告します。	満たしている	菱刈鉱山はエネルギー使用量について「エネルギー管理規程」に基づき住友金属鉱山に報告する。住友金属鉱山はグループのCO2排出量を「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく排出係数を用いて算定し、統合報告書にて開示している。
7	生物多様性の維持と土地用途計画への統合的取り組みに貢献します。		
7.1	世界遺産指定地内で探鉱したり鉱山を開発することなく、法的に指定された保護地域を尊重し、新規事業や既存事業への変更は指定の根拠となっている価値に抵触しないよう設計し、運営します。	該当しない	世界遺産リスト（国連 World Heritage List）より、周辺に世界遺産地域が存在しないため「該当しない」と判断した。

7.2	保全価値の高い場所の生物多様性行動計画によって支えられた階層的な緩和措置を適用することにより、生物多様性、特に絶滅の危機にある生息地への潜在的な悪影響に対処します。	満たしている	菱刈鉱山はISO14001に基づいた環境マネジメントシステムを実施している。 生物多様性と生態系サービスへの潜在的な悪影響を特定し評価するために環境モニタリングを毎年実施している。
8	金属、鉱物を含有する製品の責任ある製品設計、使用、再利用、リサイクル、廃棄が行われるためのナレッジベースとシステムを奨励し、推進します。		
8.1	プロジェクトの設計、運営、および廃止では、エネルギー、天然資源、資材の回収、再利用またはリサイクルのための費用対効果の高い措置を実施します。	満たしている	持続可能な開発の原則が、プロジェクトの設計に統合されているエビデンスは存在する。資源を効率的に持続可能な形で利用する計画として、3R推進を掲げており、冷水の再利用、バイナリー発電、木くず・鉄くずの再利用等を実施している。
8.2	国連分類による「危険分類および表示に関する世界調和システム」または同等の関連規制システムに従って鉱業製品の危害を評価し、必要に応じ安全性データシートとラベル表示で伝達します。	満たしている	製品の危険有害性を、国連の危険有害性分類・表示に関する世界調和システムまたは同等の関連規制メカニズムに従って特定、評価、分類するための慣行が実施されているエビデンスとして「SMMグループ化学物質管理ガイドライン」等が存在する。 製品の有害性については、有害物質に関する安全データシート、および有害物質に関する情報が明記された容器包装を通して、ステークホルダーに伝えている。
9	継続してソーシャルパフォーマンスの改善を追求し、事業を展開する国・地域の社会、経済、制度の発展に貢献します。		
9.1	地域社会との包括的なアプローチを実施して、必要に応じて、政府、市民団体、開発機関と協力して、地域社会の発展の優先事項を特定し、持続的な社会的経済的福利に貢献する活動を支援します。	満たしている	コミュニティが閉鎖後にも繁栄できるように、優先事項に取り組むコミュニティ開発活動を特定、評価、実施するために、参加型エンゲージメントを実践しているエビデンスとして「地域貢献活動計画/実績報告」が存在する。
9.2	プロジェクトのライフサイクル全体を通じて、地場企業に直接的に、また大手請負業者やサプライヤーも奨励することによって、また地域社会の経済的機会を高めるためのイニシアチブを支援することによって、地場企業による調達および契約機会へのアクセスを可能にします。	満たしている	地場企業による調達機会の定義、特定、伝達、促進を行うための地域社会との協議のエビデンスとして協力会社とのコミュニケーションの議事録等が存在する。
9.3	地域の状況を分析した上でステークホルダー・エンゲージメントを実施し、企業やその活動に関連する苦情の解決を図ることができる適切かつ効果的なメカニズムを地域のステークホルダーが利用できるようにします。	満たしている	「国連のビジネスと人権に関する指導原則に基づく苦情処理の仕組みがあり、ステークホルダーからの苦情の受付、調査の実施、社内報告に関する苦情処理の仕組みを構築している。ステークホルダーと定期的に「公害対策防止協議会」を開催している。
9.4	必要であれば政府と協力し、現地の「小規模及び技工による採掘」（ASM）の環境および社会慣行の改善を支援します。	該当しない	地元へ人力小規模金採掘（ASM）が存在しないため該当しない旨確認した。
10	持続可能な開発課題と機会に関し、主要ステークホルダーとオープンかつ透明な方法で積極的にかかわり、効果的に報告し、第三者により進捗とパフォーマンスの検証を行います。		
10.1	持続可能な開発の問題に関し、主要企業レベルの外部ステークホルダーを特定し、オープンかつ透明な方法でかかわります。（※3）	-	-
10.2	「資源採取産業透明性イニシアチブ」（EITI）の実施を公けに支持し、政府の適切なレベルで、国別、プロジェクト別の重要な支払いすべての情報を編纂します。	該当しない	今回の対象拠点は、EITI実施国における資源開発を行っていないため、「該当しない」と判断した。
10.3	「GRIサステナビリティ・レポート基準」を使用して、経済、社会、環境のパフォーマンス及び持続可能な開発への貢献を報告します。（※3）	-	-
10.4	毎年、会員資格の確認と検証検証に関するICMMのガイダンスに従い、持続可能性パフォーマンスの第三者検証を実施します。（※3）	-	-

エビデンスを提示できなかった項目については、今後の検討事項と致します。

※1 翻訳版の内容に疑問があれば英語版原文<https://www.icmm.com/en-gb/our-principles/mining-principles/mining-principles>をご確認下さい。

※2 PEの各項目に対して、ICMMのValidation GuidanceにおいてPE別に示されている判断規準に照らし、下記のように評価しました。

満たしている：関連するシステムおよび慣行が実施されており（Validation Guidanceのすべての判断規準が満たされており）、十分な証拠もある。

部分的に満たしている：関連するシステムおよび慣行が部分的に実施されている（Validation Guidanceの一部の判断規準が満たされている）、または検証可能な証拠が一部足りない。

※3 コーポレートレベルの項目のため、アセットレベルレポートの対象外となります。